

決算申告・記帳指導サービスのご案内(入会条件・サービス内容について)

津山商工会議所では、青色申告を行う個人事業者を対象に、記帳指導や確定申告支援を行っています。

当所のサービスご利用には一定の条件がございますので下記の内容をご確認のうえ、お申込みください。

【サービス利用条件】

- ①個人事業者で青色申告者または翌年より青色申告を希望する方が対象です。
- ②津山商工会議所・津山市青色申告会への入会が必要です
あわせて、事務所または自宅が商工会議所管内に所在する方を対象とします。
- ③帳簿の作成について
領収書・請求書等の書類をお預かりしての帳簿作成は行っておりません。
会計ソフト、日計表、現金出納帳等により、自身で帳簿を作成してください。
- ④書類の保存について
領収書・請求書・帳簿等は、7年間の保存義務があります。必ず保存してください。
- ⑤記帳および提出期限について
記帳はできるだけ早めに行い、指定の期日までに帳簿等を必ず提出してください。
期日までに提出がない場合、決算相談をお断りする場合があります。
- ⑥確定申告について
収入、所得が1)、2)に該当する方を対象に、税理士会の協力で支援等を行います。

【収入、所得要件】

1)所得税申告について

- ・申告年度の所得金額が400万円以下
- ・申告年度の課税所得金額が330万円以下
- ・前年の所得金額が400万円以下
- ・前年の課税所得金額が330万円以下

2)消費税申告について

- ・申告年度の課税売上が5,000万円以下
- ・前年の課税売上が5,000万円以下

【以下の場合決算相談はお受けできません】

- ・申告年度の12月以降の新規相談はお受けできません。
※ただし、10～12月に新規創業した場合は、12月中の相談は受付可能です
- ・年度内に、手数料・会費等の各種支払いが確認できない場合、次年度の決算相談はお受けできません
- ・農業所得のみの方(原則対象外)

【支援内容について】

支援内容	A 決算代行	B 決算自主申告
帳簿作成	ご自身	
決算書、申告書作成	会議所作成代行	ご自身(支援有)

【A 決算代行】

当所で記帳データを管理し、決算書・確定申告書の作成代行を行います。ご利用にあたっては、以下の要件を厳守ください。

- ・年間 3 回以上の記帳点検を受けること

記帳点検は以下の期日までに受けてください。

提出時期	対象期間
9 月末まで	1 月～6 月分
12 月末まで	7 月～9 月分
翌年 1 月末まで	10 月～12 月分

・指定する期日までに必要書類を提出すること(日計表の提出は原則翌月 10 日です。)

※手数料については資料1のとおり

(下記の場合、決算代行をお断りします)

- ・年間3回以上記帳点検を受けていない場合
- ・指定する期日までに必要書類を提出できない場合
- ・記帳状況が改善しない場合

【B 決算自主申告】

事業者ご自身で、記帳から決算書・確定申告書まで作成する方を対象に、決算・申告の支援を行います。

- ・帳簿・決算書・申告書は、ご自身で作成していただきます
- ・記帳は、指定の記帳講習会への参加、またはメール等でのデータ提出をお願いします
- ・決算・申告は、指定の決算相談日に予約のうえお越しください
- ・帳簿の印刷、決算・申告書類、データの保管は各自で行っていただきます。

※提出された帳簿等に修正・追加が多い場合は、決算代行扱いとなる場合があります。

※手数料については資料2、資料3のとおり

(下記の場合、決算代行をお断りします)

1. 指定する期日までに必要書類を提出できない場合
2. 記帳状況が改善しない場合

※本サービスの利用については、利用者ご自身の判断と責任において行っていただくものとします。内容の正確性・完全性には十分配慮しておりますが、誤りや不足等により生じたいかなる損害についても、当方では責任負担および損害賠償等の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。